

令和5年中標津町議会9月定例会一般質問

通告	質 問 議 員	質 問 事 項
1	3番 阿 部 隆 弘	1) 公共施設等の冷房設備について
2	18番 松 村 康 弘	1) クーリングシェルターの運用について 2) 東小学校の天窓の遮熱塗装について 3) 庁舎等の冷房付与について
3	5番 佐久間 ふみ子	1) 帯状疱疹ワクチン接種について
4	8番 江 口 智 子	1) 小児医療費の無償化について
5	9番 高 橋 善 貞	1) 大規模震災に備えた瓦礫除去等の支援計画策定について
6	1番 平 山 光 生	1) 地域おこし協力隊員の定住促進について
7	12番 佐 野 弥奈美	1) 生ごみ処理機購入補助について

令和5年9月定例会一般質問

通告1

質問 公共施設等に冷房設備を

答弁 必要性と優先度を判断し検討してまいります

3番 あべ たかひろ 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3番、阿部隆弘でございます。公共施設等の冷房設備について御質問いたします。

この質問をしようと思いましたが、町民の方からの一言でございました。この暑さは異常ですね。でも、地球温暖化で通常になってしまうのかなど。役場は冷房がないので、こんなに暑かったら職員も大変だね。来場者のためにもエアコン等の冷房設備を付けてあげることは出来ないんですかね。という内容でございました。仕事の効率への配慮も、それから来場者への熱中症の対策としても重要なことだと感じました。役場庁舎、支所、町有会館、学校施設、社会教育施設等は指定緊急避難所等に指定されており、冬の暖房対策はもちろん、この気象変動により夏の熱中症対策として、冷房設備の設置は必要ではないでしょうか。保育所、児童館、保健センター等の対応は十分でしょうか。学校においては、臨時休校等の対応は実施しておりますが、幼児児童生徒の熱中症対策は急務と考えます。簡易な冷房設備も含め、民営の町内会館等への冷房対応なども、この気象変動に対応した設備が必要です。民間の避難所への冷房設備についても行っていくことが重要と考えます。

現在の公共施設での冷房設備の整備状況を把握して、早急に整備を進めるべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

阿部議員御質問の、公共施設等の冷房設備について御答弁申し上げます。

9月1日に気象庁から、この夏の平均気温が観測史上最高になったとの発表があったところですが、この記録的高温は偏西風の一種である亜熱帯ジェット気流が、平年より北に蛇行したことなどが主因であるとのことであり、本町におきましても最高気温が30度を



超える真夏日が17日を数えるなど、記録的な暑さになりました。この状況が毎年継続するかは見通せないところでありますが、長期的な気温変化の傾向を見ますと、今後も気温が上昇していくものと予想されております。

議員御指摘のとおり、この暑さの影響は公共施設の利用者にも及んでいることは認識しております。御質問の公共施設については、役場庁舎をはじめ、冷房施設を有する施設はあるものの、施設内の一部に限定した設置となっております。全館を賄う設備を有する施設はない状況であります。

そのような中、各施設においては扇風機の活用、また、冷房設備のある施設では、設備のある部屋から冷気を流す工夫などにより、暑さ対策をしているところですが、今年においては防災用機材として保管しておりました、ポータブルクーラーを熱中症のリスクが高い子どもが利用する児童館で活用するなどの対応もとったところであります。今後も予想される異常な暑さに対し、公共施設における冷房設備の必要性を認識しているところでありますが、設置費用の面からも、その導入に当たっては各施設の利用状況などを踏まえ、優先順位を検討する必要があると考えております。具体的には施設の利用者層や利用頻度、施設内における効果的な設置スペースなどを踏まえ、必要性と優先度を判断した上で、今後の猛暑に備えるための検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年9月定例会一般質問

通告2

質問 クーリングシェルターの運用を

答弁 必要性などを判断し検討を進めます

まつむら やすひろ
18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。このたび3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。クーリングシェルターの運用についてお尋ねいたします。この演説草稿を準備している8月22日現在、北海道は真夏日を連続32日、記録しています。

天気予報についても、よく熱中症警戒アラートという言葉聞き、日本地図に赤いマーキングがなされる日々が続いています。

さて、今から5年ほど以前の夏でしたでしょうか。その頃、クーリングシェルターという言葉はございませんでした。しかし、その夏もとても暑く、夜も寝苦しく、私は中標津町として猛暑シェルターを設けて、冷房を持っていない人たちの救済にあたるべきではなかろうかという質問をいたしました。あまりの酷暑に自治体として手を打たなければならぬのではないかという提起でした。しかし、当時は国における助成もなく、町としてこれらの施設を整備するお金もなく、私の質問は問題提起だけで終わってしまいました。

ところが、同じ時期に国内の自治体において、自ら考え、先進的な取組を行い、ついには今般、国がこれを支援する法律が整備されることとなったのであります。気候変動適応法が改正され、市町村が冷房設備を有する等の要件を満たす施設、例えば公民館、図書館、ショッピングセンター等を指定暑熱避難施設、クーリングシェルターとして指定し、特別警戒情報発表期間中、一般に開放するというものであります。

熱中症による死者は、防災白書によると自然災害による死者数の数を大きく上回り、この夏、国連のグテーレス事務総長が指摘したように、地球温暖化は地球沸騰化へと進んでいるという指摘がなされており、我が町は北海道の最冷涼地域にあると言いながら、この夏、熱風の吹きすさぶ中、救急車のサイレンを頻繁に聞くと、しっかり体制を整備する時期なのではなかろうかと提起する次第でございます。



おりしもお盆の終わった8月24日、ついに道内全域に熱中症アラートが発表されました。近隣の美幌町では、冷房設備のある公民館をクーリングシェルターとして開放して、町民の避難を呼びかけるニュースをテレビで見ましたが、我が町においても、しっかりと情報を集め、町民の暑さに対する対応の実態を調査して、政策化することが求められているのではないかと申し上げまして、1問目の質問といたします。よろしく願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の、クーリングシェルターの運用について御答弁申し上げます。

本町では本年、猛暑日こそありませんでしたが、真夏日が17日間記録されておりました。また8月24日には釧路根室管内では、2021年の熱中症警戒アラート運用開始以来初めてとなる熱中症アラートが出され、初めて北海道全体が対象となったところであり、冷涼で比較的湿度の低い地域でありながら、熱中症対策等は大切であります。本町においては、現在、熱中症に対する注意喚起といたしまして、年1回の広報誌への記事掲載をはじめ、基準を超えた場合には即時にFMはなでの行政放送や緊急情報メール、町公式SNS、フェイスブックや旧ツイッターであるX、それからLINEへの投稿、災害対応型自動販売機電光掲示板表示などにより実施しております。

また近年では、全国的な問題となっていることから、テレビなどでも注意喚起はされていることから、危険性や対策については、広く周知されているものと思います。気候変動適応法が改正され、熱中症の対策が強化され、熱中症の施策として、熱中症警戒情報を活用し、自助や周囲の人々や地域の関係者などの共助により、あらゆる主体が熱中症予防行動をとるよう促すとされており、さらには気温が著しく高くなることにより、重大な健康被害が生じる恐れがある場合には、自助・共助のみならず、熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設の活用を含め、行政による公助の積極的な実施等の対策を行うとされております。

このことから、自助で熱中症予防行動をとることが基本と考えますが、熱中症弱者については、熱中症予防のための家族や周囲の人々の見守りや声かけなどの共助が行われる環境づくりに努めたいと考えております。

なお、行政による公助の部分につきましては、通告1で御質問のありました、公共施設等の冷房設備についてでお答えしましたとおり、必要性和優先度を判断した上で検討を進めてまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

【質問：松村 康弘 議員】

はい。18番、松村でございます。阿部議員の質問に対しても、公共施設等の冷房設備について、必要性和優先度を判断した上で検討を進めてまいりますという御答弁を歓迎するものではございます。しかしながら、今現在、うちの町には、例えば図書館の南側に共生型交流センターありまして、そこに冷房はついております。それから、介護予防地域支援事業として運用されている、総合福祉センターの玄関に入って左側のところにも冷房はついております。町民が使う様々な施設において、既に冷房が設備されている部分があるのですけれども、これらに対してアナウンスメントがまだ及んでいないと思います。クーリングシェルターとしての運用をしていきますという積極的な情報発信が求められるときではないでしょうか。

それからもう1点。先ほど厚生常任委員会を代表して、代表質問がございましたけれど、町内会の強化のために、特に公営住宅とかに隣接している町内会館、これらを優先して冷房設備を付与していくことは、多くの町民の福祉に貢献することと同時に、町内会の加盟に関わる意識についても変化を及ぼすものではないかと思えます。優先順位は高いのかなと思えます。その辺ぜひとも御検討いただきたいと思えます。御答弁をお願いいたします。

【答弁：町長】

クーリングシェルターの運用についてということですので、既についている施設につきましては積極的な利用ができるように広めていきたいというふうに考えているところであります。

なお、公共施設につきましては、先ほども答弁申し上げましたとおり、予算の都合上もありますので、緊急度それから必要度ですね、しっかりと見極めた上で設置してまいりたいと考えております。以上であります。

質問 東小学校の天窓に遮熱塗装を

答弁 御意見も参考に良好な学習環境を目指してまいります

まつむら やすひろ
18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。2点目の質問でございます。東小学校の天窓の遮熱塗装についてお尋ねいたします。

さてこの夏の猛暑により、他の自治体においても、学校施設に冷房を設置しなくてははい

けないのではないかという議論が聞こえてまいります。表題の東小学校でございますが、天窓の大きさが中標津中学校と比較して大きすぎ、冬季間、ガラス面で冷やされた空気が下降してくる、いわゆるダウンドラフトにより吹き抜け空間の居住性が大きく損なわれると、設計時に主張いたしました。しかしながら天窓の面積は縮小されることなく、代わりに吹き抜けを囲う手すりにパネルヒーターを敷設して、下降流を防ぐ形の対応となりました。

しかるに、その後、夏に直達日射量があまりに大きく、室内温度が急激に上がることが報告され、天窓のつまに排気用の換気扇を設置して、夜間予冷を実施しました。しかしながら、この夏の気温上昇は夜間の予冷では追いつかないことがあらわになってきています。

いよいよ冷房の設置がテーマになるんですが、それにしても、この天窓の直達日射量を軽減しなければ、温室をつくって冷房しているようなもので、設備の有り様が非常に課題となる可能性があります。最近、直達日射量を低減するガラスに対する遮熱塗装が注目され、テレビでも取上げられています。まずは天窓にこれを施して冷房負荷の軽減を図ってみてはいかがでしょうか。

次に校舎の窓面に1階から3階まで敷設されている白いブレードについても疑問を呈します。太陽が窓面に対して一定の角度になった際に、反射光を取り入れる仕組みであると理解いたしますが、先般、新築になったばかりの幕別町の新庁舎を視察する機会がございましたが、南西方向の窓面に対して、やはり垂直にブレードが施されておりました。しかし、その仕上げ素材は外壁と同じレンガ色のタイルであり、受光した太陽光は熱となって対流で取り除かれ、室内に侵入する割合は少ないと思われました。この東小学校の白いブレードについてもしっかりと検証すべきではないでしょうか。

この際、北海道総合研究所に協力いただき、遮熱塗装の選定などについてもアドバイスをいただいて、現時点における最善を尽くされるべきではないでしょうか。教育長よろしく御答弁お願いいたします。

【答弁：教育長】

松村議員御質問の東小学校の天窓の遮熱塗装について御答弁申し上げます。

議員のおっしゃいますとおり、今年は特にですが、異常気象とも言える猛暑日が全国的に続いており、当町も例外ではなく、猛暑が続く異常な暑さとなった状況であります。

そのため、夏休み明けの連日の暑さに対する熱中症対策の1つとして、熱中症警戒アラートの周知なども含め、総合的に判断した上で、午前での繰上げ下校や臨時休業などの措置をとったところでございます。

学校は児童生徒が長時間過ごす場所でありますことから、熱中症対策はもとより、安全安心が確保されるよう快適な教育環境確保のための整備は重要であると考えております。

今後、今年の夏を含む気温データや学校の実情を踏まえ、長期的、短期的な視点に立って、ソフト、ハードの両面から気象状況の変化に応じて必要な対応を検討していくとともに、松村議員からいただきました、貴重な御意見も参考にさせていただき、子どもたちの良好な学習環境を目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村でございます。学校の冷房装置を付加していくことは、今後必然であろうと思います。しかしながら、東小学校の場合は天窓が温室のような効果を果たしているということを考えると、具体的にこの問題を一定程度改善しなければ、冷房装置は非常に大がかりなものになってしまうと考えます。検討する、調査するとおっしゃっていますが、今、具体的に遮熱塗装というテーマをお話ししましたが、他にも方法があるのかもしれませんが。そのためにも北総研に依頼して調査をしてみたらいかがかと申しあげましたけれども、新年度、来年度の予算の中に少なくとも調査費は必要ではないかと考えます。

それらのものについてこれから6か月後、3月の予算審査のときまでに、一定程度どのような手法で対応していくのかという具体的なお話を承るつもりでおりますけれども、教育長、この辺についてはどのようにお考えいただけますでしょうか。

【答弁：教育長】

ただいまの質問につきましてお答えいたします。

松村議員の御意見を真摯に受け止め、町立学校の暑さ対策につきましては、様々な方向から今後も検討させていただきます。以上です。

質問 庁舎等の冷房付与を

答弁 必要性と優先度を判断し検討を進めてまいります

18番 まつむら やすひろ 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

3点目でございます。庁舎等の冷房付与について質問いたします。

このたびの一般質問で、阿部議員が冒頭に公共施設等の冷房設備について質問いたしましたけれども、複数の質問があっても、この場面においてはいいのかなと思って、重複する点はございますけれどもお聞きいただきたいと思います。

さて、さきに行われました広域連合議会において、議会運営委員会の人事に係る会議を、この議場を出て1号委員会室で行いましたが、時間は午後2時過ぎ、窓からは熱風が入り込み、とても劣悪な暑さの中での会議となりました。会議終了後、議場に戻る廊下で、海沿いの町の議員から冷房に関する要望を聞かされました。

この夏、委員会室の窓を開けることに加え、廊下側のドアも開放して会議をすることもありましたが、廊下も熱風が吹きわたり、体調の維持に苦勞する次第となりました。本来冷涼な我が地域において、冷房を設備しなくても冬の間には地下に蓄えられた冷熱、さらに夜間予冷により冷房はなくても過ごせるような建築は可能なんだとは考えますが、これからも続くであろう地球沸騰化に、既存の建物、例えばこの庁舎などは対応が出来ないと思います。

町長室や庁議室、議会の委員会室、職員の業務スペース、そして地下の猛吹雪の際に避難所として運用されている和室など、限られた予算の中で優先順位をつけて対応を始める時期ではございませんでしょうか。よろしく願いいたします。

【答弁：町長】

松村議員御質問の庁舎等の冷房付与について御答弁申し上げます。

今年は7月中旬から暑い日が続きまして、道内においては気温が30度以上の真夏日が、これまで最高だった連続30日という日数を29年ぶりに更新いたしまして、連続44日という記録的な暑さとなっております。本町におきましても、真夏日が17日を数えるなど、気温の高い日が続くことで、庁舎の建物自体が熱を帯び、夜間の気温もそれほど下がらないことから、翌日も気温が下がらず、室温が下がらず、来庁者の皆様には不快な思いをおかけしたところでございます。

そのような中、現役場庁舎には議事堂、町長室及び2階の応接室に建設当初から冷房設備が設置されておりますが、それ以外のスペースへの設置はなく、執務スペースにおきましては、扇風機により空気を循環させ暑さをしのいでいる現状にあります。また今年、この異常な暑さによる執務中の職員の疲労回復を図るため、冷房設備を運転した応接室を開放しまして、休息や打合せに使用するなどの対応を行ったところであります。

地球温暖化に伴い、今後も続くと予想される気温の上昇による来庁者への配慮や職員の執務能率の観点からも、議員御指摘のとおり、役場庁舎への冷房設備の設置が必要な時期

に来ていると感じております。設備導入に当たりましては、設置費用及びランニングコストを考慮の上、庁舎内における効果的な設置スペースについて、必要性和優先度を判断した上で、今後の猛暑に備えるための検討を進めてまいりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

令和5年9月定例会一般質問

通告3

質問 带状疱疹ワクチンの助成をすべき

答弁 令和6年度の実施に向け検討してまいります

5番 佐久間ふみ子 議員

【質問：佐久間ふみ子 議員】

5番、佐久間ふみ子でございます。带状疱疹ワクチン接種について質問いたします。

带状疱疹は、過去に水ぼうそうに罹患した方が加齢や疲労、またはストレスなどで免疫力が低下したことによって、体内に潜伏していたウイルスが再燃し発症するというものです。近年、高齢化に伴い带状疱疹の発症が増えていると言われています。その症状は背中や胸にピリピリ、チリチリといった皮膚の痛みやかゆみが起こり、その後、水膨れを伴う赤い発疹が帯状に広がり、眠れなくなるほどの激しい痛みを伴うことも少なくありません。

私の母も生前、带状疱疹にかかり、痛くて動くことも出来ないとベッドから起きられなくなり、皮膚の発疹が治った後も数か月間痛みが続きました。これは带状疱疹後神経痛と呼ばれる後遺症で、患者の約7から25%に起こり、痛みが続く症状です。他に角膜炎や顔面神経麻痺、難聴など、目や耳に障害が残ることもあるそうです。友人は7年前に顔面に発症して、神経痛の後遺症が残り、今も時々ピリピリとした痛みで悩まされています。

国立感染症研究所によると、50歳以上から発症リスクが高くなり、80歳代までには3人に1人がかかると言われています。近年は高齢者に限らず、若い人の発症も増えているということで、既にそこにある普通の病気と言われております。

こうした带状疱疹の予防にはワクチンが有効とされており、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、生ワクチンは1回のみ接種で約8,000円。不活化ワクチンは1回当たり約2万円で、2回接種が必要です。予防効果として、生ワクチンは約50%発症を抑え、不活化ワクチンは発症を約97%抑える効果があるということです。

しかし、両ワクチンともに全額自己負担のため、高齢者、特に年金生活者にとって出費は大変大きく、接種をためらう高齢者も多いと聞きます。昨年4月より近隣の標津町では、



50歳以上に不活化ワクチンを1回接種、1万1,000円上限で2回分費用負担の助成を実施されています。根室市と網走市では、今年の4月から50歳以上に生ワクチン、不活化ワクチンともに半額分接種費用の助成を開始しています。

現在道内でも独自の制度を設けて、接種費用の助成を行っている自治体は増えているようです。中標津町においても、接種を希望される方の負担が少しでも軽減されるよう、接種費用の助成事業を実施すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

佐久間議員御質問の带状疱疹ワクチン接種について御答弁申し上げます。

带状疱疹の現状等につきましては、ただいま議員の御説明のとおりでございます。50歳以上の中高年層に多く発症しておりまして、80歳までに約3人に1人が発症し、高齢者ほど带状疱疹後神経痛になりやすいと言われております。2014年10月に小児水疱ワクチンが定期接種となり、水ぼうそうの流行が抑制されまして、高齢者が水ぼうそうなどへの接触機会が減り、弱まっていた免疫が再び向上するブースター効果を得る機会が減少しているため、带状疱疹発症が増加すると懸念をされております。

带状疱疹予防ワクチン、特に不活化ワクチンにつきましては、50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%の予防効果があると認められ、また、带状疱疹後神経痛の発症予防につきましても、50歳以上で100%、70歳以上で85.5%減少すると報告をされており、带状疱疹の後遺症に対しても高い効果が認められておりますが、接種費用が生ワクチンで6,000円から8,000円、不活化ワクチンにつきましては2回の接種が必要であり、1回当たり1万8,000円から2万2,000円となっております。全額自己負担での接種となっております。

北海道内の带状疱疹予防ワクチンへの公費助成につきましては、令和5年7月現在であります。生ワクチンのみを助成している自治体が3自治体、不活化ワクチンのみを助成している団体、自治体が近隣の標津町・白糠町を含む6自治体、両方のワクチンを助成している自治体が近隣の根室市を含む18自治体となっている状況でありまして、近年では新聞やテレビコマーシャルなどでも带状疱疹について報道されており、関心が高まっているところでもあります。

また患者の多くを受入れております町立中標津病院の院長からも、带状疱疹予防ワクチン接種助成についての提言を受けていることから、令和6年度の実施に向けまして検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年9月定例会一般質問

通告4

質問 小児医療費の無償化を

答弁 子ども・子育て施策の充実に向け検討します

8番 えぐち ともこ
江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8番、江口智子でございます。通告に従いまして、小児医療費の無償化について質問させていただきます。

現在、国の健康保険制度で小学校入学前までが2割、小学生以上が3割と定められている、子どもの医療費負担額を市町村の独自事業として助成する自治体が増えています。

厚生労働省の全国調査によれば、昨年4月時点で中学生、高校生までを助成対象とする市区町村は、通院で94%、入院で97%となっています。釧路根室管内の2市10町1村でも、中標津町を含め、全ての市町村において小児医療費の助成を実施しております。

しかしながら、管内10の市町村において、助成の対象が18歳まで引き延ばされ、保護者の所得制限を撤廃するなど拡充されている中、中標津町では通院と歯科診療が6歳まで、入院は12歳までとなっております。

本来、小児医療費の助成は、どこの自治体に住んでいても公平に受けられ、自治体の財政状況によって、助成の対象に格差が生じないように、ナショナルミニマムとして国が制度設計し、国民への生活保障をすべきであり、異次元の少子化対策を講じる国の次の一手を期待するところではありますが、一方で、子育て世帯の女性の流出が人口減少の要因の1つと捉えている当町としては、国の施策を待つ余裕はなく、近隣自治体よりも少ない小児医療費の助成が転出入の理由となることのないよう、少しずつでも助成を拡充していくべきであると考えます。

仮に15歳まで通院及び入院費用を無償化した場合、さらに18歳まで無償化した場合、その費用の試算額と無償化を実施するとした場合の課題について、町長はどのようにお考えでしょうか。



【答弁：町長】

江口議員御質問の小児医療費の無償化について御答弁申し上げます。

現在、本町の小児医療費の状況といたしましては、北海道が行う乳幼児等医療費助成制度により、未就学児童が医療機関を受診した際の入院、通院、調剤、歯科にかかる医療費と、小学生が入院した場合の医療費をそれぞれ年齢や町民税課税状況により助成を行っており、3歳未満及び町民税非課税世帯は初診時一部負担金を除いた医療費を全額助成しております。3歳以上の町民税課税世帯は本人負担分のうち、未就学児童は1割、小学生は2割を助成し、残りの1割が本人負担となっております。

また、乳幼児等医療費助成制度による助成以外の本人負担分について、北海道内市町村の拡大助成実施状況としましては、全道179の自治体のうち、就学前児童は158自治体で88%、小学生は155自治体で87%、中学生は158自治体で88%、高校生は89自治体で50%となっており、一部助成または全額助成を行っておりますが、本町の現状としましては、江口議員御指摘のとおり拡大助成の実施は行っておりません。

18歳までの医療費について、所得制限を撤廃し、本人負担分を全額助成した場合の試算額ですが、就学前児童が約2,600万円。小学生も2,600万円。中学生が1,200万円。高校生も1,200万円となりまして、0歳から中学生までの医療費を全額助成した場合の費用は6,400万円。高校生まで拡大した場合は7,600万円となり、既に実施しております乳幼児医療費助成制度による本町負担分の約800万円の予算を合算いたしますと8,400万円の予算が必要になってまいります。

以上のように、全ての児童の医療費を無償化した場合、多額の予算が必要になりまして、財政状況的にも難しいところではありますが、令和5年度と6年度の策定予定の中標津子ども・子育て支援事業計画の計画内容や、今年度、国において設置されました、こども家庭庁による今後の子育て支援策等を踏まえ、本町に必要な施策を総合的に判断し、子ども・子育て施策の充実に向け検討してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

【質問：江口 智子 議員】

本年7月に総務文教常任委員会として、南幌町へ視察を実施しました。南幌町は令和4年に、24年ぶりに人口が社会増に転じた町であり、子育て支援策と移住促進施策を一元化して実施したことで、札幌市をはじめとする近隣自治体から多くの子育て世代の流入が見られることが特徴です。4つの子育て支援策の筆頭には、子供医療費0円と大きく掲げられており、本年は北海道が肝いりで推進するゼロカーボンモデル団地との抱き合わせで、さらに多くの移住者を見込んでいます。同様に函館市からも、子育て支援の手厚い七飯町

や北斗市に人口の流出が見られます。

少々古いデータですが、内閣府が2010年に発表したインターネットによる子育て費用に関する調査結果によれば、子供1人当たりの年間養育費は未就園児が81万円、未就学児114万円、小学生84万円、中学生と高校生は97万円となっています。現在は消費税や社会保障費に加えて、物価も高騰していることから、子どもの養育費はさらに跳ね上がっており、子を持つことはリスクと考える人が増える中、子どもの医療費を助成する自治体をインターネットで容易に比較検討できる時代にあって、移住定住の観点から中標津町が選ばれない要因になっている実態が浮かび上がっています。

財源の確保が大きな課題であるとの考えは理解しますが、多くの自治体はふるさと納税の寄附金を充てるなど、自主財源の確保に努めており、当町でも10月より新たな中間事業者のもと、ふるさと応援制度の拡充に努めることとなっております。

新たな財源の見通しが立った折には、医療費助成を初めとする子育て支援を優先して進める考えがあるか、子育て支援施策の置かれた位置について伺います。

【答弁：町長】

江口議員の再質問に御答弁申し上げます。

まず南幌町等でございますけれども、大都市周辺のいわゆる衛星都市と言われる部分につきましても、そういった都市周辺の人口を受け入れるためのいろんな施策といたしまして、今言われたような子育て支援策を充実させていくというのはよくある話でございます。

しかし、当町の場合は残念ながらそういった大都市が当然周辺にございませんので、独自でいろんな施策を展開しなくてはいけないという状況でありますので、置かれてる状況はかなり違うというふうにはまず考えているところであります。どの地域も女性が増えて、20代30代の男性よりも少なくなっているのが現状でございますので、これを抑えるためどうするのかというのは、やはり1つの町ではなかなか限界があるかなという気がしております。

いずれにしても、働く女性をしっかりと支援していくという考え方も、これはもう非常に重要な考え方でございますので、収入の面も含めてですね、女性とその地域にしっかりと住める、そして子育てをしっかりとできる地域を目指して今後も進めたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。以上です。

令和5年9月定例会一般質問

通告5

質問 大規模震災に備えた瓦礫除去等の支援計画策定を
答弁 広域的な連携が図られるよう進めてまいります

9番 たかはし よしさだ 高橋 善貞 議員

【質問：高橋 善貞 議員】

9番、高橋善貞です。大規模震災に備えた瓦礫除去等の支援計画策定について質問させていただきます。

釧路根室管内の国、道、市町村の道路管理者と関係機関で組織する釧路地方道路防災連絡会議は、令和5年、今年の1月23日に釧路根室地域道路啓開計画の初版を作成し、国土交通省、北海道開発局、釧路開発建設部において公表いたしました。この計画は地震で道路の崩壊、倒壊した建物により寸断された道路を早期に瓦礫除去等を行い交通開放して、緊急車両や被災者救助のための救援ルートを確認することを目的としております。この瓦礫除去により道路が通行可能となるように道を開くことを啓開といたしますが、日常的に使われない啓開、拜啓の啓に開く開と書いて啓開と言いますが、こういう言葉をなぜ協議会で使うのかよく分かりませんが、同じ防災用語としてよく使われる用心する警戒と混乱するので計画のタイトルには使うべきではないと私は思っています。

今年1月の発表段階では、国土交通省が一方的に策定した計画と私は思っていたが、この計画には釧路根室管内の市町村を含めた59の機関が検討・策定して、中標津町も策定に加わっております。令和2年に策定された、北海道道路啓開計画初版から3年間の策定期間を経て、釧路根室地方地域の計画が策定されたのですが、計画の内容を見ると、千島海溝沿いの巨大地震を想定した海岸線の津波被害を前提としております。中標津町の立ち位置が明確に描かれておりません。

根室管内においては中標津空港が広域進出拠点、中標津町役場が進出拠点の位置づけがされており、さらに釧路根室管内で25か所の地域内重要施設選定がされておりますが、そのうち根室管内では根室市が5か所、標津町が2か所、別海町1か所、羅臼町1か所の9か所です。中標津町に地域内重要施設はなく、町立中標津病院も地域内重要施設に入っておりません。



8月30日に中標津町議会が全員協議会として開催した自衛隊第5旅団司令部の防災研修、大規模震災への備えというテーマで行ったんですが、2011年3月の東日本大震災において、岩手県遠野市が隣接する沿岸部6市町の後方支援拠点として、支援車両、支援物資など、自衛隊を中心とした救助支援部隊、災害ボランティアが集結し災害対応に当たったことを取り上げて、海に面していない中標津町は遠野市と同様の役割が想定されるというお話がありました。

この1月に策定した、釧路・根室地域道路啓開計画の初版は、これまで公表された地震・津波に関する被害予想結果を基に策定されております。特別豪雪地帯の中標津町における冬季間の震災瓦礫処理や除雪体制など地域の実情に合わせた支援体制を含め、自治体独自の道路瓦礫除去計画、いわゆる啓開計画、さらに震災瓦礫の受け入れなどを想定した支援計画を作成すべきと思います。この釧路・根室道路啓開計画に対する中標津町としての考え方、さらに独自の支援計画策定について、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

高橋議員御質問の大規模震災に備えた瓦礫除去等の支援計画策定について御答弁申し上げます。

釧路・根室地域道路啓開計画初版につきましては、北海道開発局が沿岸地域を対象に、救命・救助活動、緊急物資支援等や復旧のための緊急車両の通行を確保するための道路啓開計画の検討を行い公表した北海道道路啓開計画第2版を踏まえ、釧路根室地域において、津波浸水域内の活動拠点までの緊急啓開ルート及び活動拠点以降の浸水域内の啓開ルートを迅速に通行を可能にする上で必要な事項を定めた計画であります。

議員御指摘のとおり、釧路・根室地域道路啓開計画は、釧路根室地域において甚大な被害が想定される浸水域内における迅速な道路啓開を実施する上で必要な事項を定めたものでありますから、本町としては中標津空港が災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の目標となる広域進出拠点、中標津町役場が広域移動ルートから被災地に向けたアクセスルートを接する機能となる進出拠点として選定されておりますが、地域内重要施設の設定はありません。

また、このような背景から本町が管理する道路についても本計画には含まれておりませんが、本町が管理する道路につきましては、平成18年に中標津建設業協会と締結した中標津町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定に基づき、応急活動の協力を要請することができるものとなっております。

しかしながら、本町が管理する道路につきましても、災害時における迅速な応急活動を

実施する上で、必要な道路啓開を優先して行う道路の抽出、及び作業手順等について事前に取り決めておくことは望ましいこととありますので、北海道開発局や北海道建設管理部とも連携を図りながら、他の自治体の状況などを調査・研究してまいりたいと考えております。

また、町独自の支援計画策定につきましては、本町は根室管内では唯一、直接津波の影響を受けない内陸に位置し、陸上輸送路が寸断された場合でも、空港による被災者や救助隊の搬送、支援物資の受入れが可能であるという地理的環境から、計画策定の必要性は認識をしております。

そのことから、根室振興局、管内1市4町、自衛隊や中標津空港などの関係機関との広域的な連携が図られるよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

【質問：高橋 善貞 議員】

再質問させていただきます。

この瓦礫除去の支援計画、啓開計画と言うんですが、この内容を見ますと、大規模震災で発生した津波被害を想定した計画なんです。地震の被害は津波だけではないわけで、建物の崩壊や道路の寸断、特に火山灰大地の中標津においては、平成6年10月に発生した北海道東方沖地震で液状化現象による大きな被害もありました。

この啓開計画には釧路市、釧路町、白糠町への応援は弟子屈町周辺の建設業者が行うこと。根室市の応援は中標津町周辺の建設業者が担当するものと想定すると明確に記載されております。9月6日付け北海道新聞の特集、防ぐ備えるの記事を御覧になったかと思いますが、中標津町の514キロある水道管の耐震化率は僅か8.5%なんです。そして中標津町が管理する町道の642路線、623.5キロの復旧と上下水道のライフラインの復旧を地元建設業者だけで対応できる状況ではないのはもう明らかなんです。

北海道東方沖地震からもう既にもう30年になろうとしています。あの震災とあの復旧を直接経験した役場職員も建設業者も少なくなりました。だからこそ早急に計画策定を行う必要があると思いますが、再度町長の見解をお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

確かに大規模な地震から30年が過ぎておりまして、その当時を知る者も随分少なくなつてまいりました。しかし、それに加えてやはりいろんな災害対策というのはそれなりに

進んできたというふうに思っておりますし、認識も随分変わったなというふうに思っております。これら総合的な判断をしながらですね、いろんな災害対策に向けて進めてまいりたいと思っておりますし、当町が置かれているいろんな役割も当然ございますし、自らやらなくてはいけないことも随分あるかと思っております。それらに向けましてしっかりと対応を進めてまいりたいと考えております。以上です。

令和5年9月定例会一般質問

通告6

質問 地域おこし協力隊員の定住促進を

答弁 定住に向けた展望が描ける環境整備に努めます

1番 ひらやま ひろみ 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1番、平山光生でございます。地域おこし協力隊員の定住促進について、質問させていただきます。

2009年から始まった地域おこし協力隊の制度は、総務省調査によりますと、北海道内で2009年4自治体活用、10名採用から、2022年では157自治体活用、943

名の採用と制度活用自治体の増加に伴い協力隊員も増加しています。あわせて近年は、任用期間終了後の定住率が72.1%、中でも地域で就業する隊員が4割、起業する隊員が4割、就農・就林する隊員が1割と、定住・定着を図る取組が促進されてきていることが分かります。

しかし、中標津町のこれまでの累計採用人数が13名に対し、現在も定住している方が2名、定着率にすると15%と北海道の定着率を大幅に下回っていることが分かります。

中標津町の募集要項の中には、募集対象の一つに、協力隊員の期間終了後も中標津町に定住し、就業または起業しようとする意欲のある方と記載されています。意欲があってもつながらないのは何が原因なのでしょう。環境が合わないことや活動内容のミスマッチなど、個人によって違いますが、自分の能力を活かしたいと応募してくださっている方ばかりです。ミスマッチを防ぐための任期前のお試しやインターンにかかる経費も特別交付税対象となっていますし、自治体によって勤務条件や報酬・待遇が違いますが、対象となる活動費やサポート費などの経費をうまく活用している団体や起業を含む兼業を許可している団体も多いです。さらに、安平町については、2021年4月より始動した「安平町での挑戦する人材と町との長期的関係性を構築すること」を目的とした実際に安平町でチャレンジし地域課題を解決したい方向けに、アイデアを実現可能にするためのサポートを行う、ファンファーレ、あびら起業家カレッジが開催されています。この移住起業コースは、事業や起業に関するプレゼンテーション次第では、地域おこし協力隊や地域活性化企



業人としての採用もあり、起業準備を行いながら、地域おこし協力隊として活動し、任期終了後、起業支援補助金を活用して、起業・定着というサイクルが出来ています。

本町においても、関係人口創出事業と併せて取り組むことで、若者が挑戦できる町、より住みやすい町につながると考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

【答弁：町長】

平山議員御質問の地域おこし協力隊員の定住促進について御答弁申し上げます。地域おこし協力隊制度は、都市部の若者などが過疎地域などの条件不利地域へ移住し、一定期間の地域活動のあと、その地域への定住・定着を図ることを目的として、平成21年度より開始された制度で、本町でも平成25年度に最初の協力隊員を採用した以降、現在も活動中である3名を含め、これまで13名の隊員を採用してきました。

一方、これまでに退任された10名のうち、4名が退任後も本町に在住しておりましたが、結婚された後、配偶者の転勤等の理由により転出した方もおありまして、現在は2名の方が本町に在住しており、議員御指摘のとおり、北海道の平均を下回る定住率となっております。

一般的に定住・定着につながらない要因としては、起業、就業を目指して着任したものの、隊員の思い描く活動と実際の活動内容とのずれや、地域とのかかわりを持つことが出来ない、また、起業準備にかけられる時間の確保や、活動した経験を活かして生活に必要な所得を確保する難しさなど多岐にわたっております。

本町においても隊員の経験やスキル、アイデアを十分に活かすきれず、隊員のライフプランと活動内容のミスマッチなどの課題が定住への足かせの一つであると推察しており、議員より提案のありました、お試しやインターン制度を通じて、隊員が本町で実際の活動や生活を体験することは、ミスマッチを軽減する手法の一つであると認識しております。

お試しやインターンの導入につきましては今後、調査と検討を進めてまいります。まずは本町として隊員に求める地域おこしのイメージを整理した上で、隊員のスキルやライフプランと本町のニーズをしっかりと組合せた使命、ミッションを具体化し、隊員自身が本町での定住に向けた展望が描ける環境整備に努めてまいります。

また、町としましても、隊員の起業に向けた支援として、中標津町地域おこし協力隊起業支援補助金を創設し、今定例会に提案いたします補正予算にて、現在活動中の隊員への支援を予定しております。人口減少が進展する中、特に若者が都市部へ転出している状況において、地域おこし協力隊員制度は、隊員が地域住民とつながり、地域づくりを共に進めることで、本町への愛着が芽生え、定住の決断や、任期終了後も本町とつながり、地域

おこしの一躍を担っていただけるものと考えております。引き続き、地域おこし協力隊の今後の活動や定住に向け、受け入れ自治体として、隊員を募集する際の条件整備をはじめ、採用後における隊員との信頼関係とサポート体制の構築について検討を重ねてまいりますので御理解をお願いいたします。

【質問：平山 光生 議員】

再質問させていただきます。

今回の補正で起業に向けた支援を創設し支援予定ということですが、優先は隊員自身が本町での定住に向けた展望が描ける環境整備に努めるということでした。定住に向けた展望を描くには、活動のやりがいや精神的、技術的サポートを実感することが必要となってきます。隊員の活動報告や地域おこしに必要なと感じる事業のプレゼンによるやりがい、地域住民とつながる機会の創出、報酬額をはじめ、活動研修費における補助の充実を図り、活動終了後の生活に余力を残せる安心感や定住サポート体制の充実などがありますが、安心感の一つである報酬面では、雇用の仕方も自治体により様々で、自治体が上乘せをして報酬を支払っているところや、業務委託先の社員として採用され、民間企業の専門的な知識、知見やノウハウを学びながら、地域おこしの活動に取り組む企業等委託型や勤務時間を短くし副業を前提とした時間の充実を図り、副業先の企業と連携した事業を創出する企業連携型など、全国では様々な雇用体系が散見されます。

交付金の補助範囲を最大限に利用した環境整備はもとより、さらに隊員に寄り添った整備を行うために、具体的にどのような面で、優先に検討を進めていただけるのでしょうか。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

いずれにしても数字が示すとおり、本町への隊員終了後の定住は数字が物語っているとおり少ないというのが現状でございますので、どういうふうなことが望ましいのか、給与面なのか、それとも待遇なのか、サポートの在り方につきまして、しっかりとですね、隊員達と情報交換しながら、隊員の望むもの、そして、この町への定住促進がしっかりとされるようにですね、今後とも努力を重ねてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

令和5年9月定例会一般質問

通告7

質問 生ごみ処理機購入補助を

答弁 購入補助を行う予定はありません

12番 さの やなみ 佐野 弥奈美 議員

【質問：佐野 弥奈美 議員】

12番、佐野弥奈美です。生ごみ処理機購入補助について質問させていただきます。

中標津町で出されている可燃ごみの排出量は、近年では人口減少に伴い、10年前から比べると搬入量は減っていますけれども、排出量は余り変わりなく、割合としては逆に増えています。平成4年から生ごみ処理機容器助成が始まり、電動式生ごみ処理機器の助成も平成12年から平成15年まで実施されました。翌年には、段ボールコンポストを町内会モニターなどに配布し、ごみの減量に努力されてきましたが、その後、補助がなくなりました。



当時のごみ処理機は場所をとる、臭いがするなど問題も多かったと思いますが、効果はどうだったのでしょうか。最近の生ごみ乾燥機や、ぼかしを使った生ごみ処理機は、コンパクト化し、臭いも抑えることができるものが増えています。ネットなどで検索すると値段はピンキリですが、必ずと言っていいほど、自治体によっては補助がありますと書かれています。そのたびに前は中標津町でもあったのにと、ちょっと考えてしまいます。

実際、使用すると以前のものより時間も短く乾燥ができ、軽量化が簡単にでき、有料である可燃ごみの袋にたくさん入れても、重くない、量が入るといった利点があります。北海道179の市町村でも、41の市町村しか補助をつけていないということもありますが、町民の皆さんに御協力いただいて、ごみの減量を目指すのであれば、少額でも購入補助をしていただいて、ごみ処理機の購入の負担を減らすことにより、減量化が進むのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

佐野議員御質問の生ごみ処理機購入補助について御答弁申し上げます。

本町の生ごみの減量化対策につきましては、これまで、生ごみ処理容器、電動式生ごみ処理機、段ボールコンポストの助成を行ってまいりました。実績としましては、処理容器が平成4年度から12年間の支援で、延べ1459個で助成金額にしまして約500万円。電動式処理機が平成12年から4年間で支援100機、助成額にしまして約180万円。段ボールコンポストにおきましては、平成16年度に各町内会へ合計236個配布しまして、アンケートをいただき、モニター事業として実施をしてまいりました。効果につきましては、それぞれ一長一短ございますが、処理容器は、安価に生ごみ処理ができる一方、やはり臭いや野生鳥獣被害の問題、外気温の関係で堆肥化が進まないなどの課題がありました。初年目の支援数は300件を超えておりましたが、年々支援数が減りまして、後年は50件から90件にとどまっております。12年間の支援で約1500件の普及を図り、一定の効果が見られたとして廃止をしております。

電動式処理機につきましては、天候や気温に左右されず、生ごみが発生する台所に設置可能で、電動で積極的に攪拌することで堆肥化の時間も短縮されます。しかしながら、価格が高額であることと、電気代や故障などの問題もありまして、一機当たり1万8,000円の助成を行っておりましたが、安価で利用できる処理容器と比較しても費用対効果は低く、4年間で100機の支援を最後に廃止をしております。

4年間助成を行った電動式処理機に代わる支援策を検討した結果、翌年の平成16年度に、安価で室内で簡単に生ごみの堆肥が行えるものとして、段ボールコンポストのモニター事業を展開いたしましたが、アンケートの結果では、構造の弱さ、臭い、虫の発生、堆肥化が出来ても庭もなく利用先がないなどの御意見が多く、それ以降の普及が進まなかったものであります。

ごみ減量化のため、少額であってもごみ処理機の購入補助を再開すべきとの御質問でございますが、現在の電動式処理機はバイオ式その他、乾燥式、両方のハイブリッド式があります。議員の御指摘のとおり、処理機に投入した生ごみは乾燥され、臭いの問題も少なく、ごみ軽量化が期待できるものですが、1台5万円から十数万円と高額になっております。一方、現在、本町の生ごみを含めた可燃ごみは、根室北部廃棄物処理広域連合の焼却施設で処理され、概ね年間6500トン前後で推移しておりますが、ごみ処理機の補助額に見合う負担金の削減は難しく、費用対効果が大きく改善しない限り、ごみ処理機の購入補助を行う予定は今のところありません。

生ごみを含めた可燃ごみの減量化は大きな課題でありますので、抜本的な見直しを図るべく、引き続き研究を重ねてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。また、町民一人一人やごみの減量化を意識し、水切りの徹底とごみの分別徹底が非常に重要でありま

すので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

【質問：佐野 弥奈美 議員】

再質問させていただきます。

一定の成果が見られましたということで、12年間の支援で一定の成果が見られたとのことですが、どのような成果があったのでしょうか。確かに処理機の購入代は高額ではありますが、補助をつけていた頃のものに比べ、技術向上により格段に減量できるものであるということは、私自身が10年前のものと、今現在使っているものとの比較の中で実感しております。4分の1ほどに乾いて軽くなったごみは可燃ごみの容量が減ることにより、ごみ袋の購入代も減りました。電気代に関しましても、音が静かで毎日使用しておりますが、大きな変化はなく生活を圧迫するほどの電気代にはなりません。

以前から、水切りの徹底と言われておりますが、なかなか難しい上に、水分を含んだごみは、現在高齢化により、またペット需要に伴い、紙おむつ、紙パンツ、ペットシートなどが増えています。これらは燃焼するのにかなりの時間と熱量を使うような形になっております。燃焼率の低下につながると思われる水分を含んだごみを少しでも減らすには、生ごみの水分を飛ばしてくれる機器に頼るのは必要ではないかなと考えております。

ぼかしなどコンポストですと、ぼかしなどの処理は今捨てる場所がなく、さらに庭や何かがないお家では確かに難しいかもしれませんが、そういった部分も今は機械自身が小さくなってきて使用しやすいような形になっております。実際補助を出されている町村の昨年の補助金額は、上限2万円というところが多くて、大きいところでは興部町の7万5,000円という、ありがたいような金額に上限額がなっているところもありますが、こういうところは自治体内の販売店、つまり町内のお店を指定しているところが多いです。町の活性化の一部としては、町内の商店にとってもよいのではないのでしょうか。

また、購入先を選ばないということであれば、ネットなどで少しでも安価なものを探して、そういった利用をする人に対しての補助を出しているという自治体も実際あります。費用対効果が大きく改善しなければならないということですが、先ほども言いましたとおり、以前の補助をつけていた時からの違いは大きなものだと思います。人が生活していく上、必ず出てくるものです。避けて通れない問題の一つだと思います。これからの先のこと、人口減や何かを見越しての研究と理解してよろしいのでしょうか。町長のお答え教えてください。

【答弁：町長】

佐野議員の再質問にお答え申し上げます。

それぞれの処理容器の実績を換算したところ、補助額に対しまして実際にどのくらいの効果があったかという計算をしましたところ、それぞれ全てやはり、補助の金額が大きくて、効果額の方が少ないという結果が出ております。

これをもってですね、やはり、今後もさらに続けるというふうにはならないんじゃないかというふうなところでございます。

また現在、別海に持って行っております広域連合の燃焼機械でありますけども、かなり年数もたっておりますので、そちらをしっかりと改善していかないと、大きな金額の改善にはならないだろうということも言われておりますので、そちらの方でしっかりと改善を図るようにして、全体的なごみ処理金額の処理費用のですね、低減を目指していきたいというふうに今のところ考えております。以上でございます。